

# 名家連ニュース

令和2年5月22日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.718号

## 参議員厚生労働委員会 ❖ 障害年金に関する質疑の概要 ❖

5月19日(火)の参院厚生労働委員会で障害年金に関する質疑があり、精神分野にも該当する内容を掲載致します。質問者はY議員(公明)、答弁は厚労省の年金管理審議官でした。尚、実際の質疑詳細は、参議院のホームページの録画をご覧ください。(情報提供者：日本福祉大学/青木聖久教授)

Q 有期認定で1年とか3年とか5年とか、どう違うのか。何回聞いても明確なルールがない。症状が全く変わらないのに短ければ1年で再び診断書を取ってこいと。受給者にとって物理的だけではなくて心理的にも大きな負担。例えば再認定の際に症状がまったく変わりませんと、障害等級などが継続されている場合は更新期間を長め設定するとか、もうちょっと更新期間の設定の仕方も改善していくべきじゃないかと思うが、どうか。



A 年金の更新期間は審査の標準化を進めていくという観点から、いま指摘をいただいた通り、その改善を図っていくことが大変重要であると考えている。このため本年秋ごろを目指して整備を進めている障害年金の業務等におけるデータとか、実際の障害認定の事例などを踏まえつつ、障害年金における更新期間の設定方法、この改善に向けた検討を進めていきたいと考えている。

Q 障害年金の申請をして不支給になったものの諦めきれずにもう一回申請する場合、また、症状が悪化したためあらためて同一傷病で障害年金の再請求をする場合、初診日の証明書などを再度提出しないと聞いたら、既に初診日が変わらない限り、機構にその書類がある。最初の申請の際に機構に提出した初診日の証明書を新たに出せじゃなくて、それを使ってもらう優しい運用はできないのか。

A 不支給に一度なった後に症状が悪化したために初回請求時と同一の傷病、且つ同一の初診日で障害年金の再度の請求を日本年金機構に対して行っていただいた場合でも、再度、初診日にかかる証明書類を提出してもらっている。ただ、こうした場合においては、再度医療機関で証明書類の取得をお願いすることは請求者の負担になる面があるので、請求者から申し出してもらって、日本年金機構で初回請求時の証明書類を確認できる場合、こちらについては、本年秋ごろから初診日にかかる証明書類の提出を不要とするという方向で進めていきたい。(質疑応答記事抜粋編集：事務局/堀場)

## 名古屋市コロナ支援策 水道基本料金2ヶ月免除へ



名古屋市独自の支援策の一環として、水道基本料金を2ヶ月間、全ての水道利用者を対象に免除します。申し込み手続きは不要です。15日の本会議(5月臨時会)では、財政力が小さな市町村でもコロナ支援策が講じられるよう、国会及び政府に提出する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の総額を求める意見書」を全会一致で採択しました。詳細は名古屋市HPを参照下さい。(取材者：事務局/堀場)